破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第８号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字松堂207番地５
債務者　阿部　葉子
１　決定年月日時　平成26年１月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第９号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字松堂207番地５
債務者　阿部美和子
１　決定年月日時　平成26年１月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第５５１号
神奈川県中郡二宮町二宮618番地の１　ハイツボンネビル111号
債務者　岩崎　昭良（旧姓尾方）
１　決定年月日時　平成26年１月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５８２号
神奈川県足柄下郡箱根町元箱根144　プリンスホテル箱根レイクサイド寮社員食堂、住民票上の住所神奈川県藤沢市本鵠沼４丁目６番１―201号
債務者　小池　佳子
１　決定年月日時　平成26年１月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４号
神奈川県秦野市堀山下814番地
債務者　吉田　義美
１　決定年月日時　平成26年１月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１１０号
新潟県上越市大町３丁目３番10―305号　ダイアパレス高田大町305号
債務者　鷲山　澄子
１　決定年月日時　平成26年１月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第３７９号
愛知県岩倉市中本町西葭原９番地１　加登屋荘305号
債務者　荒川　藤弘
１　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３８０号
愛知県岩倉市中本町西葭原９番地１　加登屋荘305号
債務者　荒川久美子
１　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３０８号
香川県高松市上之町１丁目13番34―101号
債務者　松本有佳理（旧姓吉田）
１　決定年月日時　平成26年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１号
石川県輪島市山岸町31字12番地、従前の住所石川県輪島市河井町６部21番地の４
債務者　正角　麻信（旧姓中路麻信）
１　決定年月日時　平成26年１月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで　金沢地方裁判所輪島支部

平成２５年（フ）第４８７０号
大阪府吹田市垂水町２丁目15番15号、前住所大阪市西淀川区姫里１丁目３番26号
債務者　井道　正則
１　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３２２号
大阪市城東区蒲生４丁目７番22号、住民票上の住所大阪市城東区古市１丁目11番17号
債務者　丸橋　達也
１　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４７０号
大阪府茨木市玉瀬町８番８号
債務者　塩見　　譲
１　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５３９号
大阪市淀川区木川西１―２―１　コーポユーリン301号、住民票上の住所大阪府堺市北区百舌鳥陵南町２丁619番地１
債務者　西川　　舞
１　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６０２号
大阪市中央区内本町１丁目４番10―204号
債務者　杉前　光和
１　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６１３号
大阪市生野区林寺４丁目７番15号　ヤマト交通株式会社101号室
債務者　古川　政治
１　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６１９号
大阪府豊中市熊野町１丁目12番１号
債務者　手束　孝子
１　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部